



2019年7月19日

各 位

会 社 名 すてきナイスグループ株式会社
代表者名 取締役社長 杉 田 理 之
(コード番号 8089 東証一部)
問合せ先 グループ広報マネジャー 森 隆 士
(TEL. 045 - 521 - 6111)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、2019年8月9日(金)から3カ月以内に開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年8月9日(金)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載、または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 2019年8月9日(金) |
| (2) 公告日 | 2019年7月23日(火) |
| (3) 公告方法 | 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
https://www.suteki-nice.jp/shareholder/account/index.html |

2. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所および目的事項等

当社は、2019年5月16日付「金融商品取引法違反の疑いによる証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁の強制調査について」にてお知らせいたしましたとおり、金融商品取引法違反（平成27年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁による調査を受けております。

また、2019年5月30日付『『第三者委員会』の設置に関するお知らせ』にてお知らせいたしましたとおり、当局による調査が行われていることを真摯に受け止め、客観的な第三者による嫌疑対象に係る事実関係の調査、会計処理の適切性の検証、ならびに、問題が認められた場合には発生原因の分析および再発防止策の提言が必要であると判断し、同日開催の取締役会において第三者委員会を設置することを決議いたしました。以降、同委員会の調査に最大限の協力をしております。

このような状況において、当社は2019年6月27日に開催した定時株主総会については、招集通知の発送期限までに、事業報告、連結計算書類および計算書類の確定などの必要な手続きを完了させることができず、第70期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査報告書(以下「添付書類」といいます。)を招集通知に添付することができませんでした。

本臨時株主総会につきましては、今後受領予定の第三者委員会の調査結果を踏まえた決算手続き等の完了後、招集通知に添付書類を添付し、添付書類に関連する報告事項または決議事項を目的事項として招集させていただきたいと存じます。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所および目的事項等の詳細につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以 上